

2024年10月から、医薬品の自己負担の新しい仕組みが始まります-長期収載品の選定療養

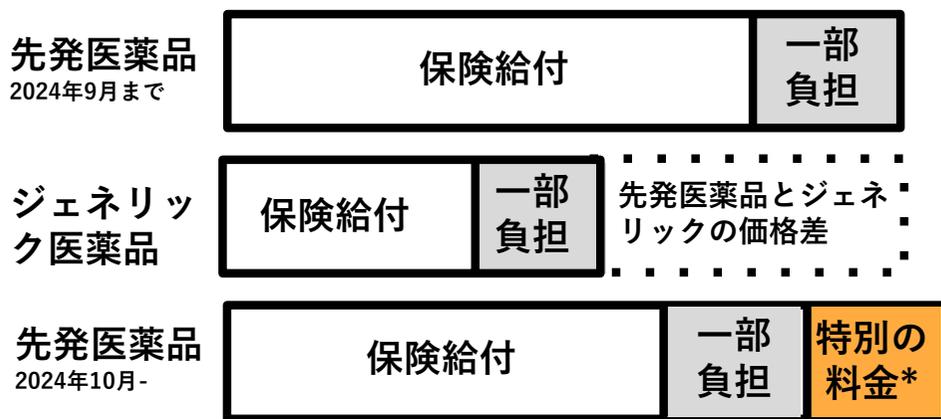


長期収載品の選定療養ってなに？

患者さんが先発医薬品（長期収載品）を選択する場合、**価格差の一部を自己負担**いただきます。医療上の理由がない限り、先発医薬品を選択される場合は「**特別の料金**」+**消費税**をご負担いただきます。

なお、この料金は**薬局の収入を増やすためのものではなく**、医療保険財政の改善を目的としています。

※医師や薬剤師が判断したり、供給が不安定な品目は対象外となります。
※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選んでいただくことになります。
※薬剤料以外の費用は、これまでと同じです。



*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1。さらに消費税が追加されます。

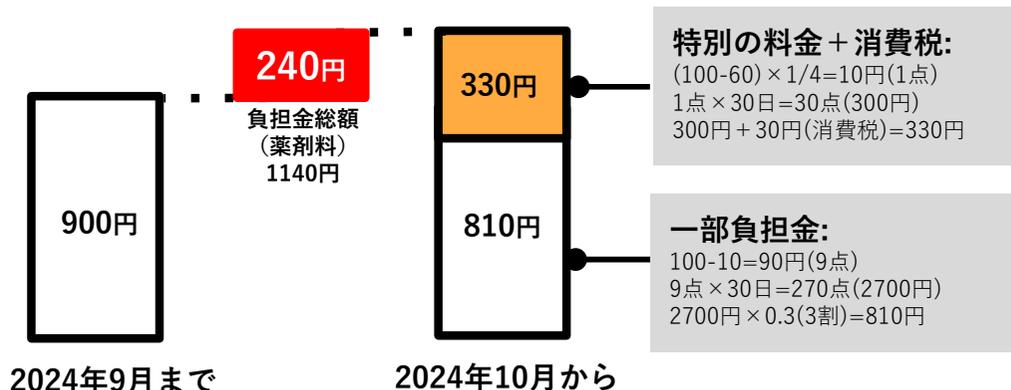
患者負担の総額



どのくらい高くなるの？

先発医薬品とジェネリックの差額の4分の1に消費税を加えた額が特別料金となり、これに一部負担金がかかります。例えば、差額40円の場合、10円が特別料金となり、消費税も加算されます。自己負担額の計算は個々で異なり、複雑です。詳しくは、かかりつけの薬局にご確認ください。

先発医薬品（1錠100円）、ジェネリック（1錠60円）
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします